

下記以外の機構団信特約制度についてのお問い合わせ先

■借入を行う金融機関 または カスタマーセンター（団信専用ダイヤル）

住宅金融支援機構 カスタマーセンター（団信専用ダイヤル）

0120-0860-78 通話料無料でご利用いただけます。

- ・営業時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始は休業）
- ・上記番号がご利用いただけない場合は、次の番号におかけください（通話料金がかかります。）。
TEL 048-615-3311
- ・月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
- ・お電話の内容は、相談サービスの向上と内容を正確に承ることを目的として、録音させていただいております。

■住宅金融支援機構ホームページ

<https://www.jhf.go.jp/>



「申込書兼告知書」「診査書」「健康診断結果表」、ご加入可否のご通知についてのお問い合わせ先

団体信用生命共済 共済者

全国共済農業協同組合連合会（全共連）全国本部 業務部

〒102-8630 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 TEL 03-5215-9366

住宅金融支援機構等の住宅ローン（災害復興住宅融資等）申込者用

機構団信特約制度のご案内

この冊子は、「機構団体信用生命共済による債務弁済当約款」「3大疾病保障付機構団体信用生命共済による債務弁済当約款」に基づく契約内容や手続を分かりやすく説明したものです。内容を十分ご理解の上、お申込みいただきますようお願いいたします。大切なことから記載していますので、必ず保管してください。



※沖縄振興開発金融公庫融資を利用される場合のほか、福祉医療機構融資を引き継いで返済される場合も、機構団信特約制度を利用できますので、この冊子をご覧ください。

必ずお読みください
（要保管）

必ずお読みください

「機構団信特約制度」についてご理解いただくために…

- 1 機構団信特約制度には、機構団信と3大疾病付機構団信の2つがあります。機構団信特約制度へのご加入をご希望のお客さまは、この「機構団信特約制度のご案内」をお読みいただき、いずれかをご選択ください。ご加入いただいた後の途中変更はできません。
- 2 機構団信特約制度の特約料は、ご加入者に毎年お支払いいただきます（ただし、クレジットカード払いの場合は、毎月に分けてお支払いいただくことができます。）。特約料は住宅ローン残高等と特約料率により算出されます（特約料率は、加入者の増減や年齢構成等により、将来変更する場合があります。）。
- 3 住宅ローンの繰上完済等により機構団信特約制度から脱退される場合、お支払済みの特約料のうち、未経過の保障月数に相当するものとして機構が定める金額を返戻いたします。ただし、全額繰上償還請求を受けている場合など返戻できない場合があります。
- 4 契約内容（加入者要件、保障期間、弁済要件等）や手続の詳細については、この「機構団信特約制度のご案内」に記載していますので、必ず内容をご確認ください。

「機構団信特約制度申込書」について

- 1 「機構団信特約制度申込書」は、
(1)機構団体信用生命共済による債務弁済充当契約申込書
(2)団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書（以下「申込書兼告知書（機構団信）」といいます。）
の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。
詳しくは、「機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。
- 2 「3大疾病付機構団信特約制度申込書」は、
(1)3大疾病保障付機構団体信用生命共済による債務弁済充当契約申込書
(2)3大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書（以下「申込書兼告知書（3大疾病付機構団信）」といいます。）
の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。
詳しくは、「3大疾病付機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。

「申込書兼告知書」をご記入いただく前に…

- 1 同封されている「申込書兼告知書」の1枚目【必ずお読みください】には、正しく告知をしていただくため予めご理解いただきたい情報を記載していますので、お申込みの前に必ずご確認ください。
- 2 告知に関して不明点がある場合は、全共連の窓口へお問合せください。

◆個人情報保護法について

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」といいます。）、お客さまの個人情報を「機構団信特約制度申込書」及び「3大疾病付機構団信特約制度申込書」のお客さま控に記載する「個人情報の取扱いについて」に基づき取り扱います。お申込みの際には、この「個人情報の取扱いについて」の内容をよくお読みいただいた上で、自署・押印いただきますようお願い申し上げます。

また、住宅金融支援機構は、個人情報の適切な保護と利用を図るための基本方針として「プライバシーポリシー」を定めています。内容につきましては、ホームページをご覧ください。裏表紙記載のカスタマーセンターまでお問い合わせください。

機構団信特約制度とは

ご加入者に万一のことがあった場合、住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローン^(注)が全額弁済される保障制度です。

機構団信と3大疾病付機構団信の2つのメニューをご用意しています。

死亡・所定の後遺障害状態などの万一の事態が起こった場合に、ご家族に住宅ローンの負担を残さずに大切なマイホームを残すための備えですので、是非ご加入ください。

※ お客さまの健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。
※ 過去にがんや診断された方は3大疾病付機構団信にご加入いただけません。

機構団信

- 死亡または所定の後遺障害状態になられた場合、残りの住宅ローンを全額弁済します。
- ご加入は、告知日現在、満15歳以上満70歳未満の方が対象となります。
- 保障は最長で満80歳の誕生日の属する月の末日まで続きます。
- ご夫婦での加入もOK 共働きでも安心です。
「デュエット」（ペア連生団信）により連帯債務者であるご夫婦（戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚姻関係にある方及び同性パートナーの方を含みます。以下同じです。）2人でご加入いただけます。

3大疾病付機構団信

- 死亡・所定の後遺障害状態に加え、3大疾病の場合も保障します。
死亡・所定の後遺障害状態のほか、がん・急性心筋梗塞・脳卒中が原因で一定の要件に該当した場合、残りの住宅ローンを全額弁済します。
- ご加入は、告知日現在、満15歳以上満51歳未満の方が対象となります。
- 3大疾病の保障は最長で満75歳の誕生日の属する月の末日までとなります。
死亡・所定の後遺障害状態の保障は最長で満80歳の誕生日の属する月の末日まで続きます。

保障のムダや不足がありません。

返済開始後の繰上返済や返済方法の変更に伴い、保障内容は変更後のローン残高や返済期間に応じて変更になります（機構団信の保障期間は最長で満80歳の誕生日の属する月の末日、3大疾病付機構団信の保障期間は最長で満75歳の誕生日の属する月の末日までです。）。したがって、保障のムダや不足が生じません。

「デュエット」（ペア連生団信） がおすすめ！（機構団信のみ取扱い）

連帯債務者であるご夫婦2人で加入することができる制度です。
ご夫婦のどちらか一方の加入者が死亡または所定の後遺障害状態になられた場合には、住宅の持分や返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済され、ローンの返済義務は残りません。

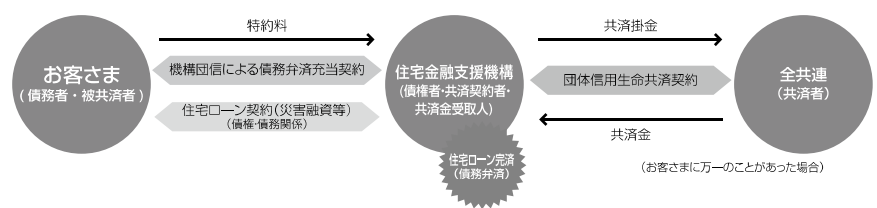
（注）この冊子において、「住宅ローン」とは、フラット35（買取型）（平成29年9月30日以前借入申込分）、住宅金融支援機構の住宅ローン（令和2年9月30日以前借入申込分）、沖縄振興開発金融公庫の住宅ローン（令和2年9月30日以前借入申込分）及び独立行政法人福祉医療機構（旧年金福祉事業団及び旧年金資金運用基金を含みます。以下同じ。）の住宅ローンを表しています。

機構団信特約制度の仕組み

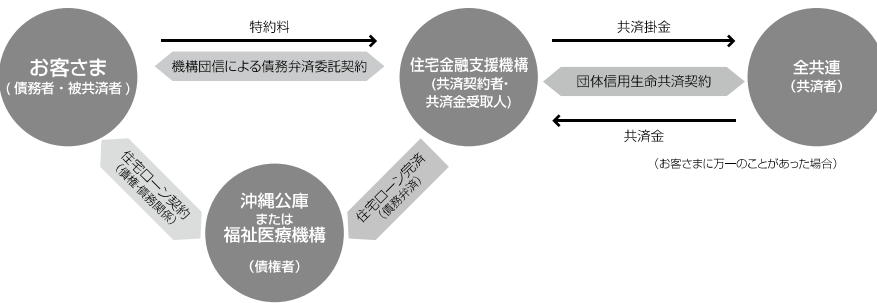
機構団信特約制度は、生命共済を利用した住宅ローンの保障制度です。
お客さまを被共済者として、住宅金融支援機構と全国共済農業協同組合連合会（全共連）が団体信用生命共済契約を締結し、住宅金融支援機構は全共連に共済掛金を支払います。
ご加入者に万一のことがあった場合は、全共連から住宅金融支援機構に共済金が支払われ、支払われた共済金によりお客さまの住宅ローンを完済（債務弁済）いたします。

※この制度をお客さまが利用される場合には、住宅金融支援機構に「特約料」を毎年お支払いいただきます（ただし、クレジットカード払いの場合は、特約料を毎月に分けてお支払いいただくことができます。）。

住宅金融支援機構の住宅ローン(災害融資等)をご利用の場合



沖縄振興開発金融公庫・独立行政法人福祉医療機構の住宅ローンをご利用の場合



※3大疾病付機構団信を利用される方は、上記の各図において、「機構団信による債務弁済充当(委託)契約」を「3大疾病付機構団信による債務弁済充当(委託)契約」に読み替えてください。

手続の流れ



※1 万一の場合は、P15「1 債務弁済される場合」をご参照ください。
※2 万一の場合は、P16「1 債務弁済される場合」をご参照ください。

機構団信特約制度のご案内 ～詳細編～

目次

ご加入いただける方	P.5
ご加入の手続	P.7
特約料	P.10
保障期間	P.13
万一の場合は	P.15
Q&A	P.17

ご加入いただける方

機構団信

住宅ローンを利用される方で、次の①と②の両方にあてはまる方がご加入いただけます。

①「申込書兼告知書(機構団信)」の記入日現在、満15歳以上満70歳未満(満70歳の誕生日の前日まで)の方

② 全共連の加入承諾がある方

「申込書兼告知書(機構団信)」に基づいて加入の可否を全共連が決定します。
お客さまの健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。
❶ 借入額が合計5,000万円超の場合は、所定の医師の診査を受けていただくことになります。

■住宅ローンのご契約者(債務者)が2人いる場合(親子リレー返済の場合を含みます。)

どちらか1人がご加入いただけます(ご夫婦(戸籍上の夫婦のほか、内縁関係にある方、婚姻関係にある方及び同性パートナーの方を含みます。以下同じです。))で連帯債務の場合は、下記「ご夫婦で連帯債務の場合」も併せてご覧ください。)
ご加入者に万一のことがあった場合は、ご加入者の住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済されます。どちらの方がご加入いただくか、次の点をよくお考えの上、慎重にご検討ください。

- ・保障は満80歳の誕生日の属する月の末日までであること。
- ・住宅ローンのご契約者(債務者)のうちご加入いただいていない方が死亡または所定の後遺障害状態になられても債務弁済されないこと。
- ・返済途中中のご加入者の変更及び3大疾病付機構団信への加入変更はできないこと。

※満80歳の保障終了時点で満70歳未満の連帯債務者がいる場合

機構団信の保障は、ご加入者の満80歳の誕生日の属する月の末日に終了します。保障終了に伴って、満70歳未満の連帯債務者が新たに機構団信特約制度への加入申込みをすることができます。
機構団信または3大疾病付機構団信のいずれかを選択できますが、それぞれ加入要件を満たしている必要があります。なお、健康状態等によってはご加入いただけない場合があります。

■ご夫婦で連帯債務の場合

どちらか1人がご加入いただくか、またはご夫婦2人で「デュエット」(ペア連生団信)にご加入いただけます。
「デュエット」をご利用いただくとどちらか一方のご加入者が死亡または所定の後遺障害状態になられた場合、ご夫婦の住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済されます。
2人分の特約料は、1人加入の場合の特約料の約1.56倍です。



- ❶ 3大疾病付機構団信では「デュエット」を利用いただけません。
- ❷ ご返済開始後は「デュエット」へ変更できません。

3大疾病付機構団信

住宅ローンを利用される方で、次の①と②の両方にあてはまる方がご加入いただけます。

①「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」の記入日現在、満15歳以上満51歳未満(満51歳の誕生日の前日まで)の方

② 全共連の加入承諾がある方

「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」に基づいて加入の可否を全共連が決定します。
お客さまの健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。
過去にがんと診断された方は3大疾病付機構団信にご加入いただけません。
❶ 借入額が合計3,000万円超の場合は、所定の医師の診査を受けていただくことになります。

- ❶ 満75歳の誕生日の属する月の翌月1日から満80歳の誕生日の属する月の末日までは、3大疾病部分の保障を除いた死亡・所定の後遺障害状態部分の保障が継続します。

■住宅ローンのご契約者(債務者)が2人いる場合(親子リレー返済の場合を含みます。)

どちらか1人がご加入いただけます。
ご加入者に万一のことがあった場合は、ご加入者の住宅の持分、返済割合等にかかわらず、残りの住宅ローンが全額弁済されます。どちらの方がご加入いただくか、次の点をよくお考えの上、慎重にご検討ください。

- ・3大疾病の保障は満75歳の誕生日の属する月の末日までであること。
- ・死亡・所定の後遺障害状態の保障は満80歳の誕生日の属する月の末日までであること。
- ・住宅ローンのご契約者(債務者)のうちご加入いただいていない方が死亡・所定の後遺障害状態または3大疾病のお支払事由に該当されても債務弁済されないこと。
- ・返済途中中のご加入者の変更及び機構団信への加入変更はできないこと。

- ❶ 3大疾病付機構団信では「デュエット」を利用いただけません。

※満80歳の保障終了時点で満70歳未満の連帯債務者がいる場合

機構団信の保障は、ご加入者の満80歳の誕生日の属する月の末日に終了します。保障終了に伴って、満70歳未満の連帯債務者が新たに機構団信特約制度への加入申込みをすることができます。
機構団信または3大疾病付機構団信のいずれかを選択できますが、それぞれ加入要件を満たしている必要があります。なお、健康状態等によってはご加入いただけない場合があります。

相続や債務引受にともなう機構団信特約制度へのご加入について

機構団信 3大疾病付機構団信 共通事項

住宅ローンを相続した場合等、次のいずれかに該当する方も機構団信^(注1)及び3大疾病付機構団信^(注2)への加入申込みができます。この場合、5・6ページの「ご加入いただける方」の要件に該当しなければなりません。

(注1)当初の借入申込みが平成11年4月1日以降の場合はデュエットの申込みも可能です。
(注2)被相続人の死亡日または免責的債務引受申請日が平成20年4月1日以降の場合に限りです。

	お申込みいただける方	申込期間	保障開始
①	住宅ローンの返済をされていた方が死亡し、その住宅ローン債務を相続された方	取扱金融機関に債務の相続届を提出した日から30日以内	1年目特約料の支払日
②	団信加入者が満80歳に達したことによりこの制度から脱退し、新たに加入を希望する連帯債務者の方	脱退となる方の満80歳の誕生日の属する月(満80歳到達月)の前月1日から満80歳到達月20日まで	満80歳到達月の翌月1日
③	住宅ローンの融資住宅を譲り受け、その住宅ローン債務を引き継ぐ方 ※もとの債務者の全部または一部の方が債務から脱退する場合(免責的債務引受)に限ります。	住宅金融支援機構等との免責的債務引受契約締結日まで	免責的債務引受契約日

ご加入の手続

■ 加入手続についての重要ポイント

機構団信と3大疾病付機構団信のいずれかにご加入後は、もう一方への途中変更はできません。

機構団信と3大疾病付機構団信はお客さまのご希望でいずれかにご加入いただけますが、ご加入いただいた後の途中変更はできませんので、ご家族でよくご検討の上お申込みください。
※「申込書兼告知書（3大疾病付機構団信）」による加入審査の結果、3大疾病付機構団信にご加入いただけない方は、機構団信に切り替えて申し込むことができます場合があります。

共済金額の上限は1億円です。

ご加入いただける共済金額の上限は、1億円となります。ただし、現在、フラット35（買取型）または機構融資等（旧住宅金融公庫融資、旧住宅金融公庫融資と併せて融資を受けた独立行政法人福祉医療機構融資及び沖縄振興開発金融公庫融資を含みます。）を返済中で、機構団信特約制度（機構団信・3大疾病付機構団信）に加入中の場合または今回2つ以上の機構団信特約制度に同時に申込みされる場合は、その共済金額（債務残高）を合算して1億円までの場合に限りま。

加入申込期限は、住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）手続時までです。

住宅ローンの契約手続時より後に、加入申込みをすることや、加入申込みの取りやめをすることはできません。

「機構団信特約制度申込書」は大変重要な書類です。

- 必ず加入申込者ご本人が記入してください。
- 記入日（告知日）現在の健康状態をありのまま記入してください。現在及び過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といいます。告知の内容と事実が異なっていた場合には、共済金が支払われず債務弁済できないことがあります。
- 「機構団信特約制度申込書（お客さま控）」は大切に保管してください。

機構団信

1 提出書類

書類名	書類の記入	ご留意事項
① 「機構団信特約制度申込書」 （(1)機構団体信用生命共済による 債務弁済充当契約申込書 および (2)団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書）	必要事項を記入し、自署・押印してください。 「デュエット」を利用される場合は、ご夫婦それぞれが「機構団信特約制度申込書」を記入して提出してください。	住宅ローンの契約手続時まで加入申込みができますが、借入申込み時の加入手続をおすすめします。 「デュエット」を利用される場合は、ご加入を希望するご夫婦が同時期にお申込みください。
② 「診査書」または「健康診断結果表」 借入額が合計5,000万円超の場合にご提出ください。 （既に機構団信特約制度に加入されている場合または今回2つ以上の機構団信特約制度に同時に申込みされる場合は、その共済金額（債務残高）を通算します。）	所定の「診査書」を全共連所定の医師に作成していただきます。 人間ドック、生活習慣病検診、定期健康診断などの「健康診断結果表」をもって、医師の診査書に代えることができます。	「申込書兼告知書（機構団信）」による告知には有効期限があります。全共連の加入承諾後保障の開始（P6、P13参照）がされないまま告知日以後1年を経過したときは、この加入承諾は効力を失いますので、再度「機構団信特約制度申込書」をご記入の上、ご提出いただけます。なお、新たな告知内容によっては、機構団信に加入できないこともあります。

※「機構団信特約制度申込書」は、(1) 機構団体信用生命共済による債務弁済充当契約申込書、(2) 団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。
詳しくは、「機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。
※「申込書兼告知書（機構団信）」の告知事項の内容によっては、「診査書」または「健康診断結果表」とは別に診断書を提出いただく場合があります。
※「診査書」または「健康診断結果表」及び診断書の作成料や検査料等の費用はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。
※提出いただいた書類は返却いたしません。

2 申込期限 住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）手続時までです。

- ① これより後に、加入申込みをすることや、加入申込みの取りやめをすることはできません。

3 加入諾否のご通知

借入額が合計5,000万円以下の方	
申込書兼告知書（機構団信）に「告知事項あり」とされた方	申込書兼告知書（機構団信）に「告知事項なし」とされた方
全共連から直接ご本人に加入諾否をご通知いたします。 ご提出された書類が全共連に到着した10営業日程度後までに郵送でお知らせいたします。	書類に不備がなければ原則として、加入承諾となります。 なお、全共連からのご本人への連絡は特にございません。

※「デュエット」（ペア連生団信）を希望され、どちらかの方が健康状態等の理由からご加入できなかった場合は、加入承諾があった方1人での加入となります。

借入額が合計5,000万円超の方
「告知事項あり・なし」にかかわらず「診査書」または「健康診断結果表」を提出いただけます。 全共連から直接ご本人に加入諾否をご通知いたします。 ご提出された書類が全共連に到着した10営業日程度後までに郵送でお知らせいたします。

(続き) ご加入の手続

3大疾病付機構団信

1 提出書類

	書類名	書類の記入	ご留意事項
①	「3大疾病付機構団信特約制度申込書」 (1)3大疾病保障付機構団体信用生命共済 による債務弁済充当契約申込書 および (2)3大疾病保障特約付団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書	必要事項を記入し、自署・押 印してください。	住宅ローンの契約手続時まで 加入申込みができますが、借 入申込み時の加入手続をおす めします。 「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」 による告知には有効期限があります。全 共済の加入承諾後保障の開始(P6、P14 参照)がされないまま告知日以後1年を経 過したときは、この加入承諾は効力を失 いますので、再度「3大疾病付機構団信特約 制度申込書」をご記入の上、ご提出いた だきます。なお、新たな告知内容によっ ては、3大疾病付機構団信に加入できない こともあります。
②	「診査書」または「健康診断結果表」 借入額が合計 3,000 万円超の場合にご 提出ください。 (既に3大疾病付機構団信に加入されている場合または 今回2つ以上の3大疾病付機構団信に同時に申込みさ れる場合は、その共済金額(債務残高)を通算します。)	所定の「診査書」を全共連 所定の医師に作成していただ きます。 人間ドック、生活習慣病検診、 定期健康診断などの「健康 診断結果表」をもって、医師 の診査書に代えることができ ます。	

※「3大疾病付機構団信特約制度申込書」は、(1)3大疾病保障付機構団体信用生命共済による債務弁済充当契約申込書、(2)3大疾病保障特約付団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書の2つの契約の申込書が1枚にまとめられています。

詳しくは、「3大疾病付機構団信特約制度申込書の記入・提出にあたって」をご確認ください。

※「申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)」の告知事項の内容によっては「診査書」または「健康診断結果表」とは別に診断書を提出いただく場合があります。

※「診査書」または「健康診断結果表」及び診断書の作成料や検査料等の費用はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※3大疾病付機構団信へのご加入をお断りする場合には、提出いただいた書類「診査書」または「健康診断結果表」を含みます。)で同時に機構団信の加入審査を行います。その結果は、書面でご連絡いたしますので、手続の詳細については金融機関にご相談ください。

2 申込期限 住宅ローンの契約(金銭消費貸借契約)手続時までです。

❶ これより後に、加入申込みをすることや、加入申込みの取りやめをすることはできません。

3 加入諾否のご通知

借入額が合計3,000万円以下の方	
申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)に 「告知事項あり」とされた方	申込書兼告知書(3大疾病付機構団信)に 「告知事項なし」とされた方
全共連から直接ご本人に加入諾否をご通知いたします。 ご提出された書類が全共連に到着した10営業日程度後までに郵送でお知らせいたします。	書類に不備がなければ原則として、加入承諾となります。なお、全共連からのご本人への連絡は特にございません。
借入額が合計3,000万円超の方	
「告知事項あり・なし」にかかわらず「診査書」または「健康診断結果表」を提出いただけます。 全共連から直接ご本人に加入諾否をご通知いたします。 ご提出された書類が全共連に到着した10営業日程度後までに郵送でお知らせいたします。	

特約料

■特約料についての重要ポイント

特約料は、住宅金融支援機構とご加入者が締結する「機構団信による債務弁済充当契約」または「3大疾病付機構団信による債務弁済充当契約」に基づきお支払いいただくものです。一般の生命保険料とは異なります。

- 特約料は、住宅ローン残高等と特約料率により算出した額になります。
(一部繰上返済や返済方法の変更を行った場合、ご返済に遅れがある場合等にはその内容を反映して次回の特約料を算出します。)
- 特約料率は、加入者の増減や年齢構成等により、将来変更する場合があります。

特約料は、毎年お支払いいただけます(クレジットカード払いの場合は、毎月に分けてお支払いいただくことができます。)

- 1年目の特約料は、住宅ローンの資金受取日にお支払いいただけます。2年目以降の特約料は口座振替またはクレジットカード払いにより、毎年お支払いいただけます(ただし、クレジットカード払いの場合は、毎月に分けてお支払いいただくことができます。)
- 「特約料振替えのご案内」(はがき)を支払期日の前月下旬に郵送し、事前に支払金額をお知らせします。
- 特約料を機構の定める期限までにお支払いいただけない場合は、脱退となります。
- 一度脱退されますと再加入できません。
- 住宅ローンの任意の繰上返済等により機構団信特約制度から脱退される場合、お支払済みの特約料のうち、未経過の保障月数に相当するものとして機構が定める金額を返戻いたします(ただし、脱退時期、ご返済状況等によっては返戻できない場合があります。)。なお、一部繰上返済や返済方法の変更の場合は、特約料の返戻は行いません。

特約料は、年末調整や確定申告の所得控除(生命保険料控除)の対象になりません。



(続き) 特約料

1 1年目の特約料の支払 住宅ローン資金受取日にお支払いいただきます。

- ① 住宅ローン資金受取日までに全共連の加入承諾がない場合は、加入承諾後にお支払いいただきます。

2 2年目以降の特約料の支払

(1) 口座振替をご利用の場合

	支払方法・期日	手 続
①支払方法	口座振替 (振替口座は住宅ローンの返済金の振替口座と同一) 2年目以降の特約料については、振替済通知書または領収書の発行はいたしません。	「口座振替依頼書」を取扱金融機関に提出してください。 (用紙は取扱金融機関にご用意してあります。)
②支払期日	資金受取日の属する月の毎年の応当月の26日(非営業日の場合は翌営業日) (例)資金受取日が10月10日の場合 支払期日は毎年10月26日	支払期日の前営業日までに振替口座にご用意ください。 「特約料振替えのご案内」(はがき)を支払期日の前月下旬に郵送し、支払金額をお知らせします。 ① 口座振替によるお支払結果の確認は通帳記帳等によりご確認ください。 記帳例：キコウダンシン トクヤクリョウ

(2) クレジットカード払いをご利用の場合

住宅金融支援機構ホームページにてお手続きください。
毎年払いまたは毎月払いをお選びいただくことができます。
ただし、毎月払いの場合は、月払手数料を加えた額を特約料として請求させていただきます。

■住宅金融支援機構ホームページ

https://www.jhf.go.jp/danshin_menu/danshin/sub_tokuyaku.html#content3



3 特約料の年払額のめやす

- 下記の表は、5年きざみで表示している特約料のめやす表です。特約料はお客様の債務残高等と特約料率により算出した額を毎年お支払いいただくため、毎年金額が異なります。
- 下記特約料のめやす表は、借入金額 1,000万円、元利均等返済、借入金利年 2.0%で返済された場合の債務残高で計算した額の一例です。ご加入者の借入方法、借入金額、借入金利等がこれと異なる場合は、この表のとおりにはなりません。
- 借入金額が 2,000万円の場合の特約料は下記特約料のめやす表の金額の約2倍となります。
- 特約料率は、ご加入者の増減や年齢構成等により、将来変更する場合があります。返済期間中に特約料率が変更された場合は、その後の特約料も変更となります。
- クレジットカード払いで月払いを選択いただいた場合は、特約料の年払額を12か月で割った額に、月払手数料を加えた金額が特約料の月払額となります。

機構団信

借入金額 1,000万円、元利均等返済、借入金利年 2.0%、1人で加入された場合

(単位：円)

返済期間	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	35年目	総支払額
15年	34,800	26,000	14,300	1,500	—	—	—	—	280,900
20年	34,800	28,700	20,400	11,300	1,200	—	—	—	379,300
25年	34,800	30,300	24,000	17,100	9,400	1,000	—	—	480,600
30年	34,800	31,300	26,400	21,000	14,900	8,200	800	—	584,600
35年	34,800	32,100	28,100	23,700	18,800	13,400	7,400	800	691,800

「デュエット」の場合 借入金額 1,000万円、元利均等返済、借入金利年 2.0%、2人で加入された場合

(単位：円)

返済期間	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	35年目	総支払額
15年	54,700	40,800	22,500	2,300	—	—	—	—	441,200
20年	54,700	45,100	32,100	17,700	1,800	—	—	—	595,900
25年	54,700	47,600	37,800	26,900	14,800	1,500	—	—	755,400
30年	54,700	49,300	41,500	32,900	23,500	13,000	1,300	—	919,000
35年	54,700	50,400	44,100	37,200	29,500	21,000	11,600	1,200	1,087,400

※2人分の特約料は、「機構団信」1人加入の場合の特約料の約1.56倍です。

3大疾病付機構団信

借入金額 1,000万円、元利均等返済、借入金利年 2.0%

(単位：円)

返済期間	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	35年目	総支払額
15年	54,700	40,800	22,500	2,300	—	—	—	—	441,200
20年	54,700	45,100	32,100	17,700	1,800	—	—	—	595,900
25年	54,700	47,600	37,800	26,900	14,800	1,500	—	—	755,400
30年	54,700	49,300	41,500	32,900	23,500	13,000	1,300	—	919,000
35年	54,700	50,400	44,100	37,200	29,500	21,000	11,600	1,200	1,087,400

保障期間 万一の場合に残債務が弁済される期間

機構団信

1 保障の開始 1年目の特約料をお支払いいただいた日（資金受取日※等）から保障を開始します。
※分割で資金を受け取られる場合は最終回資金受取日

2 保障の終了 次の①から⑬までのいずれか早く到来した時に、保障は終了します。

- ① 死亡した時
- ② 所定の後遺障害状態に該当し共済金が支払われた時
- ③ 満80歳の誕生日の属する月の末日
- ④ 支払期日の翌々月末までに特約料のお支払がなかった場合、その支払期日の属する月の末日
（【クレジットカード払いで月払いを選択いただいた場合】支払期日の翌々月 20 日までに特約料のお支払がなかった場合、特約料を最終に払い込んだ月の末日となります。）
- ⑤ 脱退の申出があった場合、脱退を申し出た日の属する月の末日
- ⑥ 全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により、住宅金融支援機構等※との債権債務関係が消滅した日
※住宅金融支援機構等とは、住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構をいいます。
- ⑦ 【フラット 35】（買取型）の債権買取の効力が失われた時
- ⑧ 住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）による最終返済日
- ⑨ 提出した「申込書兼告知書（機構団信）」に事実を告げず、または事実と異なることを告げ、団信加入者に係る団信契約（住宅金融支援機構と全共連との共済契約をいいます。以下⑩から⑬までにおいて同じ。）が解除された時
- ⑩ 詐欺・不法取得目的により団信加入者となったことにより、その団信加入者に係る団信契約が取消または無効とされた時
- ⑪ 団信加入者について、共済金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除された時
- ⑫ 団信加入者について、団信契約の存続を困難とする⑨から⑪までと同等の重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除された時
- ⑬ 団信加入者が、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失った時

機構団信「デュエット」（ペア連生団信）にご加入の場合

- 1 ご加入者のどちらかの方が満80歳の誕生日の属する月の末日を迎えた場合は、以降満 80 歳未満の方 1 人での加入となります。
- 2 ご加入者のどちらかの方が死亡または所定の後遺障害状態となりますと、機構団信により残りの住宅ローンが弁済され、その時点でもう一方の方の保障も終了します。



3大疾病付機構団信

1 保障の開始 1年目の特約料をお支払いいただいた日（資金受取日※等）から保障を開始します。
※分割で資金を受け取られる場合は最終回資金受取日

2 保障の終了 次の①から⑬までのいずれか早く到来した時に、保障は終了します。

- ① 死亡した時
- ② いずれかの共済金の支払事由に該当し、共済金が支払われた時
- ③ 満75歳の誕生日の属する月の末日
満75歳の誕生日の属する月の翌月以降の保障内容については、下記3をお読みください。
- ④ 支払期日の翌々月末までに特約料のお支払がなかった場合、その支払期日の属する月の末日
（【クレジットカード払いで月払いを選択いただいた場合】支払期日の翌々月 20 日までに特約料のお支払がなかった場合、特約料を最終に払い込んだ月の末日となります。）
- ⑤ 脱退の申出があった場合、脱退を申し出た日の属する月の末日
- ⑥ 全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により、住宅金融支援機構等※との債権債務関係が消滅した日
※住宅金融支援機構等とは、住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構をいいます。
- ⑦ 【フラット 35】（買取型）の債権買取の効力が失われた時
- ⑧ 住宅ローンの契約（金銭消費貸借契約）による最終返済日
- ⑨ 提出した「申込書兼告知書（3大疾病付機構団信）」に事実を告げず、または事実と異なることを告げ、団信加入者に係る団信契約（住宅金融支援機構と全共連との共済契約をいいます。以下⑩から⑬までにおいて同じ。）が解除された時
- ⑩ 詐欺・不法取得目的により団信加入者となったことにより、その団信加入者に係る団信契約が取消または無効とされた時
- ⑪ 団信加入者について、共済金を詐取する目的で事故招致をした場合、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除された時
- ⑫ 団信加入者について、団信契約の存続を困難とする⑨から⑪までと同等の重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除された時
- ⑬ 団信加入者が、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失った時

3 満75歳の誕生日の属する月の翌月以降の保障内容及び特約料

満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは、機構団信に加入（継続）として満80歳の誕生日の属する月の末日まで保障が続きます。それに伴い、保障内容及び特約料は機構団信に変更となり、死亡または所定の後遺障害状態になられた場合のみ債務弁済されます。

万一の場合は 取扱金融機関に速やかにご連絡の上、所定の手続をおとりください。

1 債務弁済される場合

機構団信 3大疾病付機構団信 共通事項

ご加入者が死亡または所定の後遺障害状態になられた場合、残りの住宅ローンは全額弁済されます。

① 住宅ローンのご契約者（債務者）が2人いる場合（親子リレー返済の場合を含みます。）は、ご加入いただいた方の住宅の持分、返済割合等にかかわらず残りの住宅ローンは全額弁済されます。

◆死亡されたとき

◆所定の後遺障害状態になられたとき

所定の後遺障害状態とは、保障開始日以後の傷害または疾病により、次の①から⑩までのいずれかの状態（注1）になられたときをいいます。

- | | |
|--|-----------------------------|
| ① 両眼の視力が0.02以下になったもの | ② 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの |
| ③ そしゃくの機能を廃したもの（注2） | ④ 言語の機能を廃したもの |
| ⑤ 両上肢の用を全廃したもの | ⑥ 両手の手指の全部を失ったもの |
| ⑦ 両下肢を足関節以上で失ったもの | ⑧ 両下肢の用を全廃したもの |
| ⑨ 精神に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの | |
| ⑩ 神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの | |
| ⑪ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、労働能力が多少自分自身の用事を処理することができる程度のもので、終身にわたり全く労務につくことができないもの | |

（注1）「後遺障害状態」とは、傷害または疾病が治癒した後に残存する精神的または身体的な損傷状態であって、将来回復見込みのないものをいいます。

（注2）「そしゃくの機能を廃したもの」とは流動食以外のものは摂取できないものをいいます。

2 債務弁済されない場合

機構団信 3大疾病付機構団信 共通事項

次の①から⑨までのいずれかに当てはまる場合、残りの住宅ローンは弁済されません。

- ① 保障の開始日から1年以内に自殺されたとき
- ② 「申込書兼告知書」に記入日（告知日）現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、その団信加入者に係る団信契約（住宅金融支援機構と全共連との共済契約をいいます。以下⑥から⑨までにおいて同じ。）が解除されたとき
- ③ 故意により所定の後遺障害状態になられたとき
- ④ 保障の開始日前の傷害または疾病が原因で所定の後遺障害状態になられたとき（その傷害や疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、債務弁済の対象とはなりません。）
- ⑤ 戦争・その他の変乱により死亡または所定の後遺障害状態になられたとき
- ⑥ 詐欺・不法取得目的により団信加入者となったことにより、その団信加入者に係る団信契約が取消または無効とされた時
- ⑦ 団信加入者について、共済金を詐取する目的で事故を招致した場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除されたとき
- ⑧ 団信加入者について、団信契約の存続を困難とする②、⑥または⑦と同等の重大な事由があり、その団信加入者に係る団信契約が解除されたとき
- ⑨ 団信加入者が、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき

機構団信 「デュエット」（ペア連生団信）にご加入の場合

1 債務弁済される場合

ご夫婦のどちらかが死亡または所定の後遺障害状態になられた場合に、残りの住宅ローンは全額弁済されます。

2 債務弁済されない場合

共通事項に加え、いずれかの加入者の故意により、もう一方の加入者が死亡または所定の後遺障害状態になられたときは、弁済されません。

3大疾病付機構団信にご加入の場合

前ページの共通事項に加え、以下の場合も対象になります。

※3大疾病付機構団信特約制度申込書に添付されている「3大疾病保障特約付機構団体信用生命共済のしおり」もご参照ください。

1 債務弁済される場合

さらに(1)から(3)までのいずれかの3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）になられた場合も債務弁済されます。

- (1) **がん**
保障開始日からその日を含めて90日経過後に初めて所定の悪性新生物（がん）と医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除きます。）
- (2) **急性心筋梗塞**
保障開始日以後の疾病を原因として所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日以後60日以上、所定の労働制限を必要とする状態（注）が継続したと医師によって診断されたとき
（注）軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態
- (3) **脳卒中**
保障開始日以後の疾病を原因として所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日以後60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

2 債務弁済されない場合

- (1) **がん**
 - ・保障開始日前に所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていた場合
（保障開始日前に所定の悪性新生物（がん）に罹患していたと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていた場合には、その事実を加入者が知っているといないとにかかわらず債務弁済の対象となりません。）
 - ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物（がん）と診断確定された場合
 - ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物（がん）の90日経過後の再発・転移等と認められる場合（上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは債務弁済の対象となりません。）
- (2) **急性心筋梗塞**
原因となる疾病が保障開始日前に生じていた場合
（その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、債務弁済の対象とはなりません。）
- (3) **脳卒中**
原因となる疾病が保障開始日前に生じていた場合
（その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、債務弁済の対象とはなりません。）

万一の場合には記入された「申込書兼告知書」が大変重要となります。
「申込書兼告知書」は、ご本人がのりまの状態で正確にご記入ください。

ご注意

① 次のような場合は、事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げた場合に該当します。

- 1 医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます。）・投薬を受けているにもかかわらず、その旨の記入がされなかった。
- 2 Aの病気の治療にもかかわらず、Bの病気を治療の旨記入された。
- 3 A・B両病気を治療にもかかわらず、Aの病気のみ治療の旨記入された。
- 4 「申込書兼告知書」の記入日（告知日）欄に、「告知事項の実際の記入日」以外の日を記入され、記入日（告知日）の健康状態が事実と相違した。

Q&A

Q1

現在通院中ですが団信に加入できますか？ また、過去の病歴によって加入できないことがありますか？

A1

現在通院中や過去に病歴があってもご加入いただける場合がありますので、「機構団信特約制度申込書」に加入申込者で本人がもれなく正確に記入の上、お申込みください。機構団信特約制度にご加入いただけるかどうかは、「機構団信特約制度申込書」に記載された内容に基づき、全共連が決定いたします。

(注)告知内容によっては、医師の診断書等の追加提出をお願いする場合があります。

Q2

3大疾病付機構団信を申し込む予定ですが、借入額を借入申込み後に増額して合計3,000万円超になりました。「診査書」または「健康診断結果表」は提出するのですか？

A2

借入額が増額して合計 3,000 万円超になった場合は、改めて「3大疾病付機構団信特約制度申込書」と「診査書」または「健康診断結果表」を提出していただきます。なお、一度提出された書類等は返却いたしませんので、ご了承ください。

Q3

共済証書などはいつ届くのでしょうか？

A3

機構団信特約制度の「証書」はありません。1 年目特約料をお払込みいただいた方について、保障の開始日以後に、契約(加入)内容をご確認いただくため「機構団信加入者票兼初年分特約料領収書」をお渡しします。加入者名等に万一誤りがありましたら、取扱金融機関にお知らせください。

Q4

2年目以降の特約料の口座振替ができなかった場合はどうしたらいいですか？

A4

翌月に再度口座振替をいたします。この口座振替でお引き落としができなかった場合は、最終のご案内として「払込取扱票」をお送りいたしますので、期限までに最寄りの郵便局またはコンビニエンスストアからお支払をお願いします。

Q5

特約料は年末調整や確定申告の所得控除（生命保険料控除）の対象にはならないのですか？

A5

機構団信特約制度は年末調整や確定申告の所得控除(生命保険料控除)の対象になりません。

※年末調整や確定申告の所得控除(生命保険料控除)は、「保険金受取人を自己または配偶者その他の親族とする、生命保険契約等」が対象となりますが、機構団信特約制度は、住宅金融支援機構が団体信用生命共済の共済金受取人となり、その共済金で加入者の住宅ローンを弁済するものです。

Q6

夫が死亡し団信により住宅ローンが完済（債務弁済）されました。連帯債務者の私が課税されることはありますか？

A6

団信により完済された住宅ローンの借入者に連帯債務者がいた場合、連帯債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。